

公契約条例法の論点

野 田 市

◎公契約条例可決に際しての市長コメント

おかげさまで日本初の公契約条例を全会一致で可決いただきました。

現場で働く労働者の皆様の声を聞き、その必要性を感じたことから野田市提案で平成17年に全国市長会を通じて国に法制定を要望しましたが、残念ながら何の対応もなされていないばかりか、要望をした私どもにその後の経過報告もなされることはありません。さらに、国会においても小規模建設業者に係る法的措置を推進することを目的とする超党派の参議院議員連盟が結成されていると聞いておりますが、公契約法案など具体的な法案検討までは至っておりません。

このまま放置していたならば、事態は何ら改善されないと考え、野田市が先鞭をつける意味で条例を制定することとしました。

もちろん、この問題は一市が条例を定めても解決できるものではなく、本来、公共工事の品質の確保に関する法律と同様に国が法律により規定すべきものと考えております。

したがって、大変僭越ではありますが、条例の前文に国に対して法の制定を要望する旨を記述させていただいております。今後、早期に、国の担当部署に成立した条例を持参して早期法制定を要望してまいりたいと思います。

しかしながら、これまでの政府の対応、また、新政権のマニフェストを見ても社民党のマニフェスト以外には公契約法について記述されていないことからして、直ちに国を動かすことは難しいと思われれます。

そこで、全国の市に成立した条例をお配りして同様の取組をお願いしようと考えております。地方が動き、国を動かすという地方分権のスタイルを作ってみようと思っております。

野田市長 根本 崇

《法的な論点》

1 憲法上の論点

※ 公契約条例を制定するに当たっての論点の一つとして、憲法第27条第2項に『賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める』と規定されていることから、事業者に対して最低賃金法の地域別最低賃金額を上回る賃金の支払義務を条例に規定することができるかがある。

この論点については、平成21年2月24日付けで民主党尾立源幸議員から参議院議長江田五月に提出された質問主意書に対する、同年3月6日付け内閣総理大臣麻生太郎から参議院議長江田五月宛に送付された答弁書において、『条例において、地方公共団体の契約の相手方たる企業等の使用者は、最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回る賃金を労働者に支払わなくてはならないこととする事は、同法上、問題となるものではない』とされており、この論点に関する条例制定の法的問題は解決している。

2 地方自治法上の論点

※ 公契約条例を制定するに当たっての論点の一つとして、地方自治法第1条の2第1項に『地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う』、第2条第2項に『普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。』及び第14条第1項に『普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる』と規定されていることから、本条例によって保護される者は公契約に係る業務に従事する労働者で、その労働者が本市の住民でない場合は、地方公共団体の事務であると断定できないこと等の観点から、公契約条例は違法であるとの指摘がある。

この論点については、本条例は、本市の業務に係る契約を対象とするものであるから、市の事務に属し、地方自治法第14条第1項の条例制定権の範囲内にあることは明らかであると考えられる。

なお、本条例の対象業務に従事する者の賃金の額を政策的に確保すること

で、本市における公契約の質の確保及び社会的価値の向上を目的とするのであるから、労働者が本市に在住していなくとも、本市の業務に係るので対象となると考える。

また、『公契約条例を定めている市の業務である場合と他市の業務である場合とで賃金に差がついてしまう。』という問題に対しては、公契約の社会的価値の向上のために、公契約に係る業務に従事する労働者に対して適正な賃金の確保を義務づけることが必要であると考え自治体と、そうでない自治体との政策の相違であって、問題となるものではないと考える。

※ 公契約条例を制定するに当たっての論点の一つとして、地方自治法第14条第1項に『普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる』と規定されている。また、市長の担当事務として地方自治法第149条第2号に『予算を調製し、及びこれを執行すること』との規定から、契約の締結は予算の執行に含まれると解されるので、その前提として議会の議決が必要なことがある（地方自治法第96条第1項第5号『その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること』）ものの、契約条件の決定は長の専権に属するものと考えられる。そのため、具体的な契約条項を条例で定め、それを執行機関に義務付けることができるかがある。

この論点については、地方自治法第149条第2号は、長の担当事務としての予算の執行（契約の締結）権を定めたものであり、これに何の制約も課してはならないというわけではないと考える。また、この条例による制約についても、賃金の最低額を定めるにすぎず、不当に長の権限を制約するものではないと考える。

よって、公契約条例において長の予算の執行権に制限を課しても（契約条件（賃金の最低額）を規定しても）法律に違反しないものと考えられる。

※ 地方自治法第2条第14項に『地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない』と規定されていることからこの規定に違反しないかとの論点がある。

この論点については、公契約条例における賃金の最低額は、公契約の質の

確保及び公契約の社会的価値の向上という目的を達成するための最低限の額であって、そのために、条例を制定することにより契約の額に反映する人件費としての積算が多少増加したとしても、政策目的を達成するための必要最低限度のものであり、目的と手段の間に合理性もあることから、地方自治法に違反しないと考える。

3 労働法上の論点

※ 公契約条例を制定するに当たっての論点の一つとして、条例が労働契約の内容に介入するもので労働基準法等の労働関係法律に違反するのではないかがある。

この論点については、本条例は公契約の相手方の事業者に限定して市が定める賃金以上の支払義務を定めるものであって、事業者は、契約自由の原則により市と契約をするか否かの自由を保障されているものであり、市が直接労働契約の内容に介入するものではないと考える。

4 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に関する論点

※ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」いわゆる独占禁止法第2条第9項に規定する「不公正な取引方法」に該当するかについては、公契約条例に定める契約の方法が不公正な取引方法に該当するかの判断は、その契約によって市が不当に利益を得るかどうかにあると考える。公契約条例の目的は、公契約の業務の質の確保及び公契約の社会的価値の向上にあり、その目的を達成する手段として最低限度の制約を課したに過ぎず、市は何ら不当な利益を得ることもない。よって、その政策上の必要性を考えても、不公正な取引方法には該当しないと考える。

※ 公正取引委員会からの措置命令の可能性については、入札を対象とするものであり、優越的な地位の利用には当たらないと考える。